

第2章 サウジアラビアにおけるイスラーム銀行の発展 イスラーム国における軌轍と展開

著者	福田 安志
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
シリーズタイトル	アジ研選書
シリーズ番号	23
雑誌名	世界に広がるイスラーム金融：中東からアジア，ヨーロッパへ
発行年	2010
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00016938

第2章

サウジアラビアにおけるイスラーム銀行の発展

イスラーム国における軌轍と展開

福田 安志



はじめに

サウジアラビアではイスラーム金融が発展し、経済・金融のなかで重要な役割を担っている。国内には4行の専門のイスラーム銀行があり、通常型銀行でもイスラーム金融の割合が高まっている。全体的にみて、イスラーム金融の規模は大きく世界最大級の規模となっている。しかし、イスラーム銀行・金融に対応する法律や規制制度は未整備で、政府の政策にも不明瞭な部分が多い。また、イスラーム金融が発展している割には、そのイスラーム銀行は国際的に目立った動きをしてこなかった。

その背景にはイスラーム銀行をめぐるサウジアラビアの特異な状況があるものと考えられる。サウジアラビアでは、シャリーア（イスラーム法）の解釈を厳格にするワッハーブ派の影響力が極めて強い。政治も経済もシャリーアに従うことが求められており、本来ならば、イスラーム銀行はシャリーアにかなった金融制度として歓迎されるはずである。しかし、実際には、イスラーム銀行は国家にとって必ずしも歓迎される存在ではなかった。イスラーム国家であるがゆえにイスラーム銀行の存在が問題を生み、政府の関与を慎重にさせてきたのであった。

本章では、はじめにサウジアラビアのイスラーム銀行の現状を明らかにし、続いてイスラーム国家のなかでどのような問題が起こり、そのことが

イスラーム銀行の展開にどのような影響を与えてきたかなどについて検証し、今後の発展へのインプリケーションを示したい。

サウジアラビアではイスラーム銀行に対応する法律や規制制度が存在せず、イスラーム銀行は通常型銀行と同じ枠で扱われていることもあり、中央銀行などによる関連の統計は皆無である。また、イスラーム銀行について経済的側面から検討した研究もほとんど存在しない。しかし、銀行の年報が各行のホームページで閲覧できるようになっており、本稿では主にはその各行の年報を中心にして、研究書、雑誌記事、現地紙のニュースなどで補足しつつ分析を行った。

第1節 イスラーム銀行の現状

はじめに、イスラーム銀行の現状からみていこう。銀行は、中央銀行の役割を果たしているサウジアラビア通貨庁（Saudi Arabian Monetary Agency: SAMA）の管轄下にあり、2009年10月現在で20行の銀行がある（SAMA [2009b]）。内訳は、サウジの銀行（国内に本拠を置く銀行）が12行で、そのほかに支店を置いている外国銀行が8行ある。イスラーム金融に特化した専業のイスラーム銀行は4行で、いずれもサウジの銀行である。外国の専業イスラーム銀行で支店を置いている銀行はない。ここではイスラーム銀行4行を中心として検討を進める。

専業のイスラーム銀行のうち、最も早くイスラーム銀行となったのがラージヒー銀行（Al Rajhi Banking and Investment Corporation、簡略体はAl Rajhi Bank）である。同行はサウジアラビアのイスラーム銀行のなかでは頭抜けて規模が大きく、また世界最大のイスラーム銀行でもある。もとは両替商であったが、銀行免許を取得し1988年に銀行として営業を開始した。創業者一族の名前をとってラージヒー銀行と名付け、ラージヒー家が株式の約45%を保有する。同行の会長をはじめ経営陣の多くはラージヒー家出身者が占めている。

同行の前身は両替商でありイスラーム金融機関ではなかったが1980年

にイスラーム金融部門を設立しイスラーム金融業務に乗り出し、1988年の銀行への業態転換とともに専業のイスラーム銀行となった。439支店、2277のATM、外国人の本国送金などに使われる127の送金センターをもち、従業員数は8299人である。各地に支店等を配置し約300万人の顧客をもち、それが安定した顧客基盤となり、リテールバンキング、中小企業向け業務に強い銀行であると評価されている。マス・マーケットでの強さがさらに顧客を惹きつけ、しかも、後述のように当座性預金の割合が極めて高いため資金集めのコストが低く、経営基盤は強固である。保有資産総額は米ドル換算で440億ドル、預金総額は同311億ドル、2009年2月の株式時価総額は同229億ドルで、いずれもGCC諸国のイスラーム銀行のなかでは最大である（表1）。

2007年には、同行初めての海外の子会社銀行であるマレーシア・ラージヒー銀行を設立し、2009年には19支店をマレーシア国内に保有するまでになっている。

2番目にできた専業のスラーム銀行はジャジーラ銀行（Bank AlJazira）である。同行は1975年に設立された通常型銀行であったが、イスラーム金融への取り組みを強化し2000年にシャリーア・ボードを設置し、2003年にイスラーム金融専業の銀行へ業態を転換した。業態転換後、保有資産総額・預金総額ともに大きく拡大したものの、現在でも、ラージヒー銀行と比べるとその規模ははるかに小さい。支店数は41支店、保有資産総額は58億米ドル、預金総額42億米ドルである。また、従業員数は1780人（2007年）である。なお、同行では業態転換後も通常型の金融が残り、貸出総額に占める通常型金融の割合は2004年は15.3%、2005年には5.6%であった。2006年末になってようやく100%イスラーム金融になっている。

第3番目に設立されたのが、2004年に8つの両替商が母体となって作られたビラード銀行（Bank Albilad）である。同行は、国内に66の支店と94の送金センターをもち、預金総額は29億米ドルである。規模と比較して支店・送金センターの数が多いのは、同行が両替商を母体として設立された経緯によるものと考えられる。

2008年にはインマー銀行（Alinma Bank）が設立された。現在のイン

表1 専業イスラーム銀行の概要

	ラージヒー銀行	ジャジーラ銀行	ピラード銀行	インマー銀行	(NCB銀行)	(Samba銀行)
設立年	1988	1975	2004	2008	1953	1955
設立母体	両替商	パキスタンの銀行	両替商	政府系金融機関	両替商	アメリカの銀行
保有資産(米ドル)	440億	58億	43億	44億	591億	477億
預金総額(米ドル)	311億	42億	29億	1億	458億	358億
支店数	439	41	66	13	281	67
従業員数(人)	8,299	1,780	1,817	600以上	4,744	3,410

(出所) 各行の年報, SAMA [2009b], MEED, April.24 ~ 30, 2009。

(注) 1ドル=3.75リアルで計算。NCB銀行, Samba銀行は参考。

マー銀行は国内支店数13で、保有資産総額は44億米ドル、預金総額1億米ドルである(2009年6月同行仮決算報告)。保有資産に比べ預金総額が少ないのは、設立間もなく預金集めが不十分なことと、また設立に際しPublic Investment Fund (PIF), Public Pension Agency, General Organization for Social Insuranceの3つの政府系機関の主導権のもとに設立され(当初はそれぞれ株式の10%を保有⁽¹⁾)リテールバンキング部門の展開が不十分であること、さらにIPO(新規公開, 2008年4月)で多額の資金を調達し株式資本が40億米ドルを占めていることなどのためである。

なお、イスラーム銀行では、通常型銀行と同じくSAMAの金融機関会計基準と国際財務報告基準(IFRS, 1992年に採用)の双方が会計基準として用いられている。SAMAのガイドラインはAAOIFI会計基準にもとづいている(MEED, May 22-28, 2009, p.40)。

イスラーム銀行4行の会計監査については、世界的会計監査法人であるアーンスト・アンド・ヤング, KPMG, プライスウォーターハウスクーパース(またはそのメンバーとなっている監査法人)のなかの2法人がそれぞれの銀行を担当している。

通常型銀行もすべて、シャリーア・ボードを設置し、金融業務の一部でイスラーム金融を実施している。NCB銀行(National Commercial Bank)を例として挙げると、同行は国内で最大の銀行であるが、1990年以降、イスラーム金融を強化してきた。支店のイスラーム金融専用支店への転換を進め、2004年にはその全金融取扱いの60%、リテールバンキングの80%はイスラーム金融となり(Dow Jones Capital Market Report, June 7, 2004)、2006年にはリテール部門の全支店をイスラーム金融専用に変換し

表2 通常型銀行の貸出に占めるイスラーム金融の割合

(単位: 100 万リヤール, %)

銀行名	貸出総額 (2008)	内イスラーム 金融 (2008)	(単位: 100 万リヤール, %)				
			2004	2005	2006	2007	2008
NCB 銀行	107,909	60,508	-	38.8	44.5	44.1	56.1
Samba 銀行	98,147	23,818	26.8	33.2	33	32	24.3
Riyad 銀行	97,502	40,534	-	38.5	38.2	40.9	41.6
Saudi Fransi 銀行	80,866	26,633	10.6	14.3	20.5	29.5	32.9
Saudi British 銀行	80,237	37,568	33.2	43.3	50.8	44.4	46.8
Arab National 銀行	74,662	33,500	n/a	n/a	n/a	40.4	44.9
Saudi Hollandi 銀行	38,017	11,184	-	-	23	25.5	29.4
Saudi Investment 銀行	29,556	8,204	23.1	21.5	18.7	25.1	27.8
合計・平均	606,896	241,949	23.4	31.6	32.7	35.2	38.0

(出所) 各行の決算報告 (年報) より筆者が算出。

(注) - は情報未入手。

ている。現在ではその金融業務の多くはイスラーム金融となっている。

上の表は通常型銀行各行の決算報告に記載されている貸出総額とそのなかにおけるイスラーム金融 (Sharia compliance) の金額から、イスラーム金融の占める割合を計算したものである。融資のなかでイスラーム金融が占める割合は年々増加しており、平均で 2004 年に約 23% だったのが 2008 年には約 38% を占めるようになっていく。

以上、述べてきたのは銀行についての状況である。証券会社、保険会社、投資会社など銀行以外の金融機関でも多様なイスラーム金融商品が取り扱われ、国民の人気も高い。たとえば、証券会社などで取り扱われている投資ファンド (投資信託) の 79% はイスラーム投資ファンドとなっている (MEED, May 22-28, 2009, p.40)。近年は、電力会社、石油化学会社、不動産開発会社などによる大型の資金調達手段としてスクークの発行が増加している。

第2節 イスラーム国家とイスラーム銀行

経済ではイスラーム金融が大きな比重を占めているにもかかわらず、イスラーム銀行に関する法制度や管理・規制の制度はまったくといってよい

ほど整っていない。

法制度に関しては、イスラーム銀行法は存在しない。イスラーム銀行に適用される法律は1966年に発布された銀行法で、その銀行法のなかにはイスラームやシャリーアの話は一切見当たらずイスラーム銀行にかかわる条項も無い。イスラーム金融が盛んになってきた2003年に施行された資本市場法のなかですら、同様にイスラーム金融にかかわる条項は一切ない。法律上は、イスラーム銀行と通常型銀行の区別はなく、イスラーム銀行は通常型銀行と同じく銀行として取り扱われてきたのである。イスラーム銀行に関する監督当局も通常型の銀行と同じでSAMAである。通常型の銀行と同じようにSAMAの監督を受け、決算報告も通常型銀行と同様にSAMAの金融機関会計基準とIFRSを会計基準として用いている。

専業のイスラーム銀行4行は、政府によりイスラーム銀行として承認され特別のステータスを与えられているわけではない。銀行自ら有利子の金融を排除し、イスラームの教えに則った金融活動を行い、シャリーア・ボードなどの制度をもち、国民からもイスラーム銀行であると認識されているが、イスラーム銀行としての正式承認を受けているわけではないのである。

制度が整っていないこと背景には、厳格なイスラーム国家における金融のあり方をめぐる問題がある。サウジアラビア王国は、サウード家（王家）がスンニー派の一派であるワッハーブ派と協力して建国した王国である。国家基本法のなかで「コーランとスンナが憲法である」と規定され、また政治も法体系もイスラーム法に従うと明記されているように、イスラームを統治原理として掲げたイスラーム国家であり、経済・金融政策にもイスラームが強い影響を及ぼしている。ワッハーブ派は厳格なイスラーム法解釈を行うハンバリー法学派に立脚しており、現代的な感覚からいえば原理主義的な宗派である。実際にも、法体系はハンバリー派法学を土台として作られ、司法界ではワッハーブ派が支配的立場にあるように、政治・社会ではワッハーブ派が極めて強い影響力を及ぼしてきた。利子は、厳格な立場をとるワッハーブ派においてはイスラームの教えに反するものであるとして厳しく批判される。こうした状況のなかで、宗教界、そして広く国民の間には利子に対する、つまり通常型銀行に対する強い批判が存在してきた。

一方で、現代の国家においては通常型金融を完全に否定しては経済も社会も成り立ちえないのが現実である。とりわけサウジアラビアでは、その経済は石油の輸出と消費財・資本財の輸入を軸とし、金融機関による内外の金融取引が経済を支える血管の役割を果たし、国際的な関係のなかで経済が成り立っており、通常型金融を排除しては経済が回らない。王政にとって国家の財政・経済の滞りない運営のためには通常型金融が不可欠であり、代々の国王は、そうした現実を踏まえて通常型金融を容認する立場をとってきた。

このように、金融をめぐり王政とワッハーブ派の間に意見の相違が存在してきてきた。その相違は王政とワッハーブ派の間に緊張感を生み、政治的な問題へと発展する可能性を孕んでいた。王政とワッハーブ派は協力して王国を建設し、国家の組織と国民の間にはワッハーブ派が極めて強い影響力をもっている。王政の存続にとってワッハーブ派の、つまり宗教界の協力は極めて重要な意味をもち、ワッハーブ派が離反するようなことがあれば王政は倒壊の危機に瀕することになるのは明らかであった。

ワッハーブ派による通常型銀行への批判はその教義の本質から出ているものであり簡単に態度を変えることはできない。一方で、王政にとっては通常型銀行を否定することは極めて困難である。代々の国王は、宗教界・国民の間にある利付き金融への反対を表面化・政治問題化させないように、また緊張関係を決定的な対決関係に発展させることのないように注意を払いながら、通常型金融を存続させてきたのであった。そうした問題、つまり厳格なイスラーム国家における金融のあり方をめぐる問題が、イスラーム銀行の発展にも大きな影響を与えたのであった。

以上の点を確認したうえで、つぎに、サウジアラビアにおける銀行制度の発展過程とイスラーム銀行のかかわりについてみてみよう。

サウジアラビア王国は1902年に再建された第3次サウード朝に起源をもつ。第3次サウード朝の初期には銀行はなかった。海外からの巡礼者で賑わい比較的経済が発展していたヒジャーズ地方の港町ジェッダには銀行があったが、初代国王のアブドルアジーズが1925～1926年にヒジャーズ地方を征服した時に、ワッハーブ派の強い影響力の下で銀行は禁止されジェッダにあった2つの銀行は閉鎖されている（Dukheil [1995: 25],

Kostiner [1993: 106]。

銀行が存在しないなかで両替商や貿易会社が一部の金融業務を担うことが多かった。ジェッダでは、オランダ統治下インドネシアからの巡礼者の為替取扱などの必要性があったため、1926年にオランダの銀行が子会社（Netherlands Trading Society）を設立し、送金業務や為替業務などを行っていた。国内に銀行がなかったためサウジ政府が利用することが多くなり、政府の金準備を保有し、石油収入の受取機関となるなど、中央銀行的な役割も担うようになった²⁾。同社は、1932年には政府に対し11万5000英ポンドを貸していたとされる（Kostiner [1993: 141-184]）。同社は1964年に銀行となり、1976年にSaudi Hollandi銀行と名前を変え現在に至っている。

原油の生産・輸出の進展とともに経済が発展し海外との貿易が拡大し、銀行開設の必要性が増していく。1948年にジェッダにフランスとパレスチナの銀行の支店が開設され、1950年以降にはイギリス、エジプト、パキスタンなどの外国銀行の支店が開設された（Dukheil [1995: 27]）。

金融制度の大きな転換点となったのは1952年に中央銀行に相当する機関としてSAMAが設立されたことであった。SAMAは通貨（リヤール）の発行に踏み切り、以後、金融行政の中心になっていく。それまでは外国銀行の支店以外には銀行はなかったがSAMA設立後は銀行が増えていく。1953年に初めてのサウジの銀行としてNCB銀行がジェッダで設立され、1957年にはRiyad銀行が、1958年にはal-Watani銀行が設立された。1955年にはFirst National City銀行の支店が開設されるなど、外国銀行の支店もいくつか開設されている。

このように、この時期にはいくつもの銀行が設立されたものの、銀行制度は何の問題もなく順調に発展したわけではなかった。ワッハーブ派は引き続き強い影響力を保持しており、銀行に対する批判も強かったからである。多くの銀行がジェッダに本店や拠点となる支店を開いたが、ジェッダが経済の中心地であったことと同時に、ワッハーブ派の影響力の強い首都リヤードでは銀行業務が難しく敬遠されたためである。

銀行を取り巻く厳しさはSAMAの設立をめぐる話にも示されている。SAMA（サウジアラビア通貨庁）は中央銀行に相当する機関であるが、設

立に際しては国王から「銀行」という呼称を用いないようにとの指示があり、最終的にサウジアラビア通貨庁という名称になったとされる (Wilson [2004: 59])。批判を考慮して、銀行のイメージと重なる中央銀行の名称を避けようとしたものであろう。また、SAMA の組織・業務を定めた 1957 年の SAMA 法では、「SAMA は金利 (fa`ida, 英語は interest) を支払わないし受け取らない。手数料 (rusūm, 同 fees) を課す」と記されている。利子への批判をかわそうとしてこのような用語になったものと考えられるが、SAMA が難しい状況のなかで発足したことがみて取れよう。もっとも、発足後の SAMA は実質的には金利を操作しながら金融業務を行っており、矛盾を抱えて発足したのである。

銀行法が 1966 年に公布されたが、そのなかでは利子については一切触れられていないが、各銀行では自主的に利子を手数料など (fee, charge, commission) と呼び替えて、実質的に利付きの金融を行ってきた (Mallakh [1982: 301], Wilson [2004: 30, 59])。このように、事実上、すべての銀行で金利付きの金融が行われていたという事実は、金融における重大な、そしてセンシティブな問題として続いていく。

銀行をめぐる 2 番目の転換点となったのは 1970 年代半ば以後のオイルブームである。オイルブーム期の経済発展のなかで国民の間で銀行の利用が増加していった。たとえば銀行の支店数は表 3 のように、1968 年に 52 支店であったが 2005 年には 1248 支店に増加している。とくに経済発展が著しかった 1975 年から 1990 年の間には飛躍的に増加している。経済発展のなかで銀行の利用が広まっていったことがみて取れよう。利子の禁止など銀行を取り巻く厳しい状況は続いていったが、経済が飛躍的に発展するなかで銀行もその活動の領域を広げていったのである。

表 3 銀行の全支店数

銀行支店 / 年	1968	1970	1975	1980	1985	1990	1995	2000	2005
西・南部	19	20	33	67	267	425	468	468	488
中・北部	12	14	23	65	222	421	503	497	533
東部	21	25	22	56	128	186	221	219	227
合計	52	59	78	188	617	1,032	1,192	1,184	1,248

(出所) SAMA, Annual Report, 1389-90A.H. から 1430A.H. (2009) まで。

なお、外資系銀行に関しては1975年以降、資本のサウジ化政策がとられ資本面ではサウジ化が進んだ。たとえば、ジェッダのFirst National City銀行（後にCitibankに名称変更）の業務は、1980年に設立されたSaudi American銀行（Samba銀行）に引き継がれた。

第3節 イスラーム銀行誕生期における規制と軋轢

1970年代後半にはドバイなどの周辺諸国ではイスラーム銀行の設立が相次いだ。イスラーム復興の流れの影響も受けて、サウジアラビアでもイスラーム銀行設立の動きが出てくるが、それは政治と行政の壁にぶつかり紆余曲折をたどることになる。具体的な事例を追いながら、イスラーム銀行設立をめぐる問題についてみていこう。

最初に現れた動きは、サウジ国内ではなく国外でイスラーム銀行を設立しようとする動きであった。まず、サウジ人のムハンマド・ブン・ファイサルによる動きがある。ファイサルはファイサル・サウジ国王の息子で、アメリカの大学で教育を受け、帰国後はSAMAなどで働き、イスラーム金融制度についての調査を行いイスラーム金融への関心を深めていた。エジプトの実業家イブラヒーム・カーミルなどと協力して、1977年にエジプトでエジプト・ファイサル・イスラーム銀行（Faisal Islamic Bank of Egypt, 1979年営業開始）を設立した（中東協力センター [1988: 59], Wilson [1991: 179-181]）。同年に、スーダンでもスーダン・ファイサル・イスラーム銀行（Faisal Islamic Bank of Sudan）を設立（1978年営業開始）している。その後ファイサルは、イスラーム金融機関ダール・アル=マール・イスラミック・トラスト（Dar al-Mal Islamic Trust: DMI）を設立し、スイスのジュネーブに系列のイスラーム銀行の事実上の本部を設立した。その後も系列の銀行・金融機関が中東など各地に設立され、スイスのDMIを中心にした大きな国際的イスラーム金融グループへと成長した。

1980年代に入るとすぐに、サウジ人によるイスラーム金融グループがもうひとつ設立された。サウジ人実業家サーリハ・カーミルによって設

立されたアルバラカ・グループ (AlBaraka Group) である。カーミルは1940/41年 (イスラーム暦1359年) にメッカで生まれ、リヤード大学 (現サウード国王大学) で商学を学び、財務省勤務を経て実業家になった。ジェッダを本拠として商業、建設、金融、不動産、メディアなどの分野で手広くビジネスを行っている実業家で、一大企業グループ (ダッラト・アル=バラカ・グループ) を率いているサウジ最大級の財閥の総帥である。カーミルは、その資金力と金融事業などでの経験を生かし、国外でイスラーム銀行を設立し展開した。1983年にロンドンに金融機関を設立し (後に事業断念)、その後、中東諸国などでアルバラカの名を冠したイスラーム銀行ないしは金融機関を設立していった。後には、バハレーンに設立したアルバラカ銀行グループ (Al Baraka Banking Group) にグループのイスラーム銀行の統括機能を移し、アルバラカ系イスラーム銀行・金融機関の中核とした。現在は中東を中心に世界12カ国に展開し、世界最大のイスラーム銀行グループとなっている。

このように、イスラーム銀行の発展期に国際的に目覚ましい展開をみせた2大イスラーム銀行グループ— DMIグループとアルバラカ・グループ— は、サウジ人によって設立され、サウジの人と資金が大きな役割を果たしていた。しかし、これらのふたつのグループはサウジ国内ではイスラーム銀行を設立することができなかった。ファイサルは政府にイスラーム銀行の免許を申請し、またグループの中核であるDMIをメッカに設置する許可を求めたものの拒否されている (Wilson [1991: 181])。結局、DMIグループはスイスを拠点とし、アルバラカ・グループはバハレーンに拠点を置くようになった。DMIグループは王族有力者によって作られ、アルバラカ・グループはサウジ最大級の有力財閥に率いられていたにもかかわらず、政府から許可が下りず、そのイスラーム金融活動は国外に設立した金融会社を中心にして行われてきたのである。

国内ではイスラーム銀行を設立することが困難であったが、その背景は、ラージヒー銀行の設立をめぐる問題からみて取れる。ラージヒー銀行の出発点は、サーリハ・アル=ラージヒーによって1900年代半ばにリヤード始まった両替商である。サーリハは、若い時にポーターとして働き

廃材の販売から身を起こし両替商となり、銀行を設立した立志伝中の人物である⁶³。1978年に一族の両替商を母体にして ARCCEC (al-Rajhi Co. for Currency Exchange and Commerce) を設立した。同社は1980年にイスラーム金融に乗り出したが、銀行ではなかった ARCCEC が預金を受け入れたことで SAMA との間で軋轢が生じた (Dukheil [1995: 172-178])。同社は、銀行にも匹敵する規模の大きな両替商としての実績もあったため、イスラーム銀行に業態を転換することにし、1983年に SAMA に申請した。しかし、SAMA は長期間にわたり態度を保留した後、ようやく1987年に銀行として承認したのであった (1988年に営業開始)。

下りた免許はイスラーム銀行ではなく、通常型銀行と同じ銀行としての免許であった。免許を受ける時に、ラージヒー銀行は新しい銀行名にイスラームの文字を入れることを考えたが、銀行名にイスラームの文字を加えることすら、SAMA によって禁止されたとされる (Wilson [1991: 74])。研究者は、その理由として、イスラーム銀行の設立を認めれば、当時、国内に存在していた12の銀行が非イスラーム銀行であることを意味することになるからである、と説明している (Wilson [1991:101])。河野 [1993: 76] も、そのことは、「イスラーム宗主国として具合が悪いばかりでなく」、「“利子”を課し受け取ってもいる」ことが明らかになってしまうからであるとしている。イスラーム銀行の枠を作りラージヒー銀行をイスラーム銀行として公式に承認すると、イスラーム国家で通常型銀行が存在している問題を際立たせ、宗教界などからの批判を呼び起こし、金融制度全体を揺るがす可能性があったのである。1976年の段階で当時の国内銀行12行のなかで外資系銀行が10行を占めていたが、そうした外資系を中心とした銀行業界の実態も批判を呼びやすい構造となっていた。

また、銀行の融資をめぐる裁判 (イスラーム法廷) が多発していたこともイスラーム銀行の承認に大きな影響を与えた。経済は1983年を境にして厳しい不況の時代に入ったが、その時期には、利子の支払免除要求などの、融資をめぐる裁判が多発した。司法はイスラーム法を厳格に解釈するワッハーブ派の下に置かれている。当時、銀行業界全体では500～800件の融資をめぐる訴訟を抱えていたが、裁判では銀行に不利な判決が相次い

でいた（中東協力センター編 [1988: 71-73]）⁽⁴⁾。こうした情況は政府にイスラーム銀行の承認を躊躇させた。

政府は裁判問題への対処策として、銀行にかかわる問題は裁判所には付さず、SAMA に設置された司法委員会で裁定することとした。政府は1987年にSAMAのなかに銀行紛争解決委員会（Committee for Settlement of Banking Dispute）を設置し、そこで、銀行法などの制定法（国王が制定する法律）⁽⁵⁾にもとづき、銀行に関する紛争を審議し裁定することとしたのであった。同時に司法省は、裁判所に対し、裁判所が銀行と顧客間の紛争を取り扱うことを禁止する通達を出した（MEES [2009: 22-26]）。つまり、金利をめぐる争いなど銀行に関する紛争が起きた時には裁判所には付さないこととし、SAMAの組織で取り扱い、金利をめぐる問題を実態に沿って解決できるようにしたのであった。以後、SAMAの裁定では銀行の主張が認められるようになる。

結局、政府は1987年にラージヒー銀行を既存の銀行制度の枠内で承認し、事実上、イスラーム銀行として活動することを容認し、問題の表面化を最小限に抑えるかたちで政治的に決着させたのであった。当時、ARCCECは米ドル換算で40億ドルの預金をもち、その支店数は全国で230になっており⁽⁶⁾、すでに無視できない規模になっていたことも承認の背景にあらう。

第4節 イスラーム銀行の発展とその背景

その後、イスラーム銀行をめぐる状況は変わっていく。最も大きな変化は、政府がイスラーム金融を育成してこなかったにもかかわらずイスラーム金融が拡大していったことである。

ラージヒー銀行後、2000年代になるまではイスラーム銀行が新しく設立されることはなかったが、通常型銀行ではイスラーム金融の占める割合が増加していく。NCB銀行は1990年にイスラーム金融専用の実験的な支店を開設し、Samba銀行が1996年にイスラーム金融部門を設立したよう

に、多くの銀行では1990年代にイスラーム金融への取り組みを本格化した。1990年代の終わりから2000年代にかけて通常型銀行でのイスラーム金融は大きく成長していった。

とりわけ発展が著しかったのは、当時は銀行が取り扱っていた投資信託（投資ファンド）で、1990年代にイスラーム投資信託の販売が始まり、その量はしだいに増えていった。たとえば、NCB銀行のイスラーム投資信託の総額は1997年には31億リヤール（8億米ドル）であったが、3年後の2000年6月には138億リヤール（37億米ドル）へと4.5倍になっている。一方で同行の通常型投資信託は2000年6月には78億リヤール（21億米ドル）で、3年前と比べてわずか0.4%しか増加しなかった（*Khaleej Times*, December 10, 2000）。このように、2000年代にかけてイスラーム金融商品は通常型金融商品を上回るペースで拡大し一部では通常型を大きく凌ぐ勢いであった。

イスラーム金融の成長にはいくつかの理由があった。第1には、周辺諸国やその他のイスラーム諸国でのイスラーム金融の発展によって、サウジ国民の間にもイスラーム金融商品についての関心と理解が深まってきたことがある。第2は、湾岸戦争後のサウジ社会ではイスラームの影響力が強まっており、そのことがイスラーム金融の拡大に追い風となったことである。

第3には、銀行の支店網が広がっていくなかで、銀行を利用することに躊躇していた人々を、イスラーム銀行・イスラーム金融が惹きつけたことがある。表3のように1990年にかけて銀行の支店数は増加している。しかし、1994年の段階で60%の家庭は銀行を利用しておらず⁷⁾、銀行の利用はまだ国民の間で広く浸透していなかった。新しく人々の前に現れた銀行になじめなかったことと、利息への拒否感が強かったためである。人々は利息を嫌い、銀行にお金を預けないか、預けていても利息を受け取るのを拒否する人も多かった。イスラーム金融は、銀行の利用を躊躇していた人々の間に、無利子金融を掲げて浸透していったのである。

また、1970年代後半以降の経済発展を経て中流層が育ち、社会の多数派をなすようになってきたことも見逃せない。イスラーム金融の主な顧客は、政府や王族などの大金持ちではなく、経済発展のなかで資金力を少し

ずつ貯えてきた中流層の個人であり、その中流層が、時代がイスラーム金融への流れを強めているなかで、イスラーム金融商品への選好を強めていたのである。サウジアラビアは日本の6倍もある広い国土をもち地方の居住者が多い。ラジヒー銀行は内陸部に支店網を築き小口の預金者を集めていたとされるが (Dukheil [1995: 178]), ラジヒー銀行の成長は各地に広がる中流層の資金を取り込むことに成功したからである。

もっとも、中流層のすべてがイスラーム銀行口座を選んだわけではない。イスラーム的であることを好みつつも、利益をより重視した人々も多かったからである。そのことは、利益がより少ないか、まったくなかったイスラーム銀行口座の預金が増加した一方で、高い利回りを得られたイスラーム投資信託が急拡大した事実からもみて取れよう。後の、ピラード銀行のIPO (2005年) に際してはサウジ国民830万人が応募し (Arab News, March 10, 2005), インマー銀行のIPO (2008年) では890万人が応募した (SAMA [2009a: 98])。家族全員の名前で応募した例も多かった。サウジ人の人口は千数百万人なので、それらのIPOの異常さが目立つが、イスラーム銀行を金もうけの機会を提供するものとみていた人々も相当いたことを示している。

このように、1990年代から2000年代にかけてイスラーム金融が発展した。サウジ社会はイスラームの影響力が強く、経済が発展し個人の所得が増え金融機関の利用が拡大していくなかで、イスラーム金融の利用が拡大していくのは自然なことであった。

政府は、そうした状況を受けてイスラーム銀行についての認識を改め政策を転換した。変化は2000年代に入ると現れる。政府は、2002年に設立されたイスラーム金融サービス委員会 (Islamic Financial Service Board : IFSB) にSAMAをメンバーとして参加させた。2003年にはジャジーラ銀行が通常型銀行からイスラーム銀行へと全面的に業態を転換していたが、政府は2004年にはイスラーム金融を前面に出したピラード銀行の設立を許可している。ピラード銀行の設立は、ラジヒー銀行と同様に既存の制度の枠内で認められたものではあるが、政府が17年ぶりに事実上のイスラーム銀行の新設を認めたことを意味している。2008年にはインマー銀

行が誕生している。インマー銀行には政府系の機関が資本参加（当初は全株式の30%、後に60%）しており、政府がイスラーム銀行を活用しようとしていることがみて取れる。

湾岸現地の研究者は、サウジ政府はイスラーム金融拡大の現実を目の当たりにして、それまでイスラーム銀行を抑えていたことを恥じ入り政策を転換した、と指摘している。イスラーム金融が拡大を続け、政府当局としても現実に沿った対応へと方針を切り替えざるを得なくなったのであった。しかし、政府がイスラーム銀行法の制定などの制度改革には踏み込んでいないことには注意すべきである。

政治的側面からみると、ラージヒー銀行の問題が起こった1980年代と比べ、その後の経済発展と政治構造の変化を経てサウジ王政の権力基盤は強化されており、内政も安定し、政府・王政指導部のワッハブ派宗教界に対する指導権も強化されていた。新規にイスラーム銀行を承認したからといって、そのことで金利をめぐる問題が直ちに政治問題化するような状況ではなくなっていたのである。

第5節 イスラーム銀行の特徴・傾向と国際化

つぎに、サウジアラビアのイスラーム銀行のもつ特徴や役割、国際化などについてみてみよう。まず、預金から検討する。預金の出所の国内・国外比率をみてみると、ジャジーラ銀行とビラード銀行の預金はすべて国内から集められている。ラージヒー銀行に関しては、マレーシア子会社が設立される2006年（2007年開業）まではすべての預金は国内から集められ、2007年以降は少量が東南アジア（マレーシアと思われる）で集められている（2007年1.6%、2008年2.5%）。通常型銀行と比較して国内依存度が高い⁸⁾。イスラーム銀行の海外展開が少ないことを示している。

預金に関しては、ラージヒー銀行では預金に占める当座性預金の比率が高く80%以上を占めており同行の特徴となっている（表4）。そのことには同行の発展期にさかのぼる経緯がある。1970年代以前には、銀行の

大部分の預金者は利息のない当座預金口座を使っており (Wilson [2004: 59]), 1980年代には、預金者は「西欧型銀行に慣れ預金する人々と、預金しても利子は受け取らない人々、そして一切預金をしない人々に分かれていった」(中東協力センター [1988: 70-75]) とされるように、もともと預金者には金利付きの口座を避けようとする傾向が強かった。

1990年代半ばでも、保守的な個人や機関は預金から利息を受け取ること拒否し、イスラーム銀行に関心を強めていたとされる⁽⁹⁾。ラージヒー銀行は早い時期からイスラーム金融に取り組んでおり、各地に配置した支店網を使い、宗教心の篤い預金者、つまり宗教心・モラルを重視し利益にこだわらない個人の預金者を多く獲得してきた。彼らが収益を得る目的よりも、金庫代わりに、あるいは給与の受取などのために口座を使っていたことも、当座性預金が増加した大きな要因となったものと考えられる。政府の第8次5カ年計画書(2005年開始)のなかでも、サウジ人は現金を好み、当座預金口座に現金を預けATMでまとまった額の現金を引き出して使う預金者が大部分で、このため当座性預金の割合は2000年代になっ

表4 預金総額に占める当座預金・要求払預金の割合

銀行名/年	(単位: %)			
	2005	2006	2007	2008
ラージヒー銀行	84.1	84.8	90.5	84.8
ジャジーラ銀行	45.3	58.6	35.4	25.5
ピラード銀行	62.9	61.5	59.1	62.2
インマー銀行	-	-	-	-
NCB銀行	47.4	48.8	54.4	48.5
Samba銀行	39.1	35.6	36.1	32.5
Riyad銀行	42.1	31.4	35	28.2
Saudi Fransi銀行	-	30.3	30.4	30.9
Saudi British銀行	38.1	35.1	37.8	30.8
Arab National銀行	38.5	35.6	36.1	31
Saudi Hollandi銀行	-	32.9	29.9	28.1
Saudi Investment銀行	7	13.3	9.3	6.7
平均	44.8	41.2	43.4	40.5

(出所) 各行決算報告より筆者算出。平均はSAMA [2009: 275]。

(注) インマー銀行は初年度決算が未発表で不明である。ピラード銀行は決算報告に株主配当金の記載なし。

表5 各行の純益（上段）と株式配当金

銀行名/年	(単位：100万米ドル)			
	2005	2006	2007	2008
ラージヒー銀行	1,502	1,948	1,720	1,740
株主配当金	158	266	326	849
ジャジーラ銀行	233	526	215	59
株主配当金	18	73	36	—
ピラード銀行	26	47	19	33
インマー銀行	—	—	—	150
NCB 銀行	1,338	1,673	1,610	562
株主配当金	—	—	360	—
Samba 銀行	1,072	1,389	1,282	1,185
株主配当金	475	294	176	195
Riyad 銀行	678	776	803	704
株主配当金	232	286	287	301

(出所) 各行年報より計算。NCB 銀行の 2005 年は MEED, May 23-29, 2008, p.42

(注) ピラード銀行は決算報告に株主配当金の記載なし。

でも高まり 2003 年には総預金の 47% になったと記されている (Ministry of Planning [2005: 290-291])。

当座性預金の割合が高いことは、ラージヒー銀行の資金調達コストを抑え収益に寄与している。同行は最大の支店数と従業員数を持ち、その点では経費がかかる構造をもっているにもかかわらず、表5のように保有資産、預金総額がより大きい NCB 銀行、Samba 銀行よりもコンスタントに高い収益を上げてきた。高い収益を生む構造はラージヒー銀行の経済的基盤を強固なものにし、支店数の拡大や海外への事業展開を可能にし、同行の発展を支えてきたのである。表5からは、株の 45% を保有するラージヒー一族は相当の収益を得ていることがみて取れよう。

株主配当に関しては、イスラーム銀行は通常型銀行と同じように配当金を支払っており、特に傾向・特徴として指摘できる点はない。

融資先は、イスラーム銀行と通常型銀行の差というよりも、銀行ごとに異なっており⁽¹⁰⁾、業種・分野などでイスラーム銀行に特定の傾向・特徴はみられない。イスラーム銀行全体では、特定の産業分野・融資分野との強いかかわりは認められない。

以上、イスラーム銀行の預金と融資についてみてきたが、預金と融資・

資金運用の間には期間のミスマッチがあることも指摘しておきたい。当座性預金に多くを依存しているため使っている資金が短期・流動的な性格を強くもち、一方で融資には中長期的なものも相当ありそのギャップが資金の流動性に悪影響を与える可能性がある。それはとくにラージヒー銀行に著しく、同行では資金の融資・運用期間は、3カ月未満が全体の16.1%、3～12カ月が32.0%、1～5年が37.9%、5年以上が7.9%、期間の定めのないのが6.0%となっている。一方で、同行の預金では短期流動的資金が80%を超えており、構造的なミスマッチは明らかである。イスラーム銀行には今後の開発資金の供給などが期待されているが、そのことは短期・流動的な調達資金で中長期的な貸出をまかなう危うさが増えていくことを意味している。

ドバイ・イスラーム銀行やカタル・イスラーム銀行など、他のGCC諸国のイスラーム銀行はスクークで資金調達をすることがある。ラージヒー銀行などは資金をもっぱら預金に依存しており、これまでのところ、サウジアラビアのイスラーム銀行でスクークを発行した銀行はない。スクーク発行で資金調達のコストが高くなることがあろうが、スクークでの資金調達が実現すればミスマッチも改善されるものと考えられる。

イスラーム銀行の国際化についてもみておこう。現在のところ、サウジアラビアには外国のイスラーム銀行は進出しておらず、またイスラーム銀行で海外に支店や子会社を展開しているのはラージヒー銀行だけである。イスラーム銀行は資金の多くを国内の預金に依存し、また融資・運用の大部分も国内で行われている。サウジアラビアのイスラーム銀行は国際化とは一步距離を置いているのが現状である。

サウジアラビアの金融分野は、かつては外資に閉鎖的であった。政府は1975年以降、資本面で外資系銀行のサウジ化を進め、同時に外資に対しては国内での新規の銀行免許を一切出さなくなった。その状況は2000年代に入ると大きく変わった。GCC諸国との経済協力を進める目的で2000年以降、GCC諸国の銀行に免許を与えるようになった。さらに、米欧諸国から金融分野開放の圧力を受けて政府は30年ぶりに政策を転換し、2005年のWTO加盟を契機に、米欧諸国の銀行にも免許を出すようになった。

た。以後、2009年までに海外の銀行8行（内5行はGCC諸国の銀行）が支店を開設し、金融分野の開放が急速に進みつつある。

しかし、イスラーム銀行分野ではまだ外資の進出はみられない。イスラーム銀行に関する法と制度が整備されておらず、イスラーム銀行の法的・制度的位置づけ、権利・義務、どのような金融サービスが可能かについて政府としての統一した規定が定まっていないなど、外国のイスラーム銀行にとっては進出しづらい状況がある。政府が海外のイスラーム銀行に支店開設を許可するかどうか不明である。

仮に、サウジ国内に進出できたとしてもリテール・マーケットは、すでにラジヒー銀行などのサウジのイスラーム銀行・通常型銀行に押さえられており、新規に進出するイスラーム銀行が利益を確保するのは相当に難しい状況である。アルバラカ銀行グループやファイサル銀行グループ(DMIグループ)も、いまだにサウジにはイスラーム銀行を開設しようとはしていない⁽⁴¹⁾。そのことから、外国のイスラーム銀行のサウジ進出は容易ではないことがみて取れよう。

リテール部門とは対照的に大型案件に対するシンジケートローンの分野では国際化が進んでいる。政府系あるいは民間の事業者による石油化学、携帯電話分野などの国内の大型案件に対し、ラジヒー銀行やSamba銀行などのイスラーム銀行・通常型銀行と、邦銀を含む海外の銀行がシンジケートを組み、ムラーバハなどのイスラーム金融の手法を用い融資を行っている。この分野は今後も拡大することが期待されている。

イスラーム銀行による海外での金融活動は少ないが、イスラーム銀行の海外進出が進んでいないことが大きな理由である。今後、ラジヒー銀行などの海外展開が進む見込みなので、少しずつ状況は変わっていく。ラジヒー銀行は2007年にマレーシア子会社の業務を開始し、クウェートでも子会社設立準備を進めている。マレーシア子会社は現在19支店をもち、2～3年以内に50支店体制にする計画である。巨大な資金力をもつサウジアラビアのイスラーム銀行の海外事業が強まれば、まだ初期の段階にとどまっている湾岸と東南アジアなどとのリンクが強まる可能性があるなど、イスラーム銀行の国際化にも大きな影響を与えよう。

以上、イスラーム銀行の金融活動における特徴・傾向と国際化についてみてきた。通常型銀行でもイスラーム金融の割合が高まっており数字の比較には注意を要するところもあるが、全体的にみてイスラーム銀行の傾向として、資金面では敬虔なムスリムの小口預金に依存することが多く、融資・資金運用に関しては通常型銀行と大きな差は無く、国際化はこれから、などの点が指摘できるであろう。

おわりに

サウジアラビアのイスラーム金融は1980年代初めに始まった。1990年代に拡大期に入り、2000年代には飛躍的に発展した。現在では4行の専業のイスラーム銀行が存在し、通常型銀行でもリテール部門を中心にイスラーム金融が大きな割合を占めている。イスラーム投資信託やスクーク、タカーフルなどもあり、サウジ経済のなかではイスラーム金融は大きな割合を占め重要な役割を果たすようになっている。

しかし、そうした現状にもかかわらずイスラーム銀行法がないなど法や制度は整っていない。その背景には、シャリーアが支配する厳格なイスラーム国家サウジアラビアにおける金融のあり方をめぐる問題がある。政府は、法制度上は利付金融を認めていないが、実際には、利子付きの金融を行っている通常型銀行の存在を認めてきた。イスラーム銀行を規定する法律や制度を作ると、利子付きの金融、つまりシャリーアに反する金融の存在を際立たせ、法と政治（現実）の間の矛盾が露呈し、金融制度全体を揺るがす政治的問題になる可能性があったからである。

イスラーム金融の発展を受けて、サウジ政府は2000年代に入ると方針を転換し事実上イスラーム銀行を認めるようになり、イスラーム銀行を利用しようとする動きすらみせるようになった。しかし、その方針転換は腰の据わらないものであった。SAMA 総裁はイスラーム銀行に関する国際会議などの機会では、SAMA はサウジの銀行がイスラーム金融に取り組むのを支持し奨励してきたなどと述べ、イスラーム金融に取り組む考えを表明

している。しかし、2008年と2009年のSAMA年報のなかでは、国内のイスラーム銀行・イスラーム金融については一言も触れられておらず、また、2005年のピラード銀行の発足式での総裁の発言のなかにはイスラーム金融に触れた部分はない。国内向けには積極的な発言をしない傾向がみられる。また、政府の経済開発5カ年計画のなかでも、2000年に始まった第7次、2005年に始まった第8次計画のいずれにおいても、イスラーム銀行・イスラーム金融についてはほとんど言及がなく政府の政策・方針はみえない。

イスラーム金融が経済・金融で大きく重要な位置を占めている現状に照らし合わせると、そのことは極めて不自然な印象を与える。しかも、いまだにイスラーム銀行法は作られず、イスラーム金融を管轄するための制度も整えられていないのである。それらのことから、サウジ政府は、いまだにイスラーム金融に正面から取り組もうとはしていない、あるいは、取り組むことができないでいることが読み取れよう。イスラーム国家サウジアラビアにおける金融のあり方をめぐる問題は、本質的には解決されず続いているのである。2000年代に入り状況は大幅に好転したものの、制度上、イスラーム銀行の位置づけはまだ確立していない。

サウジアラビアのイスラーム銀行・イスラーム金融は量・質ともに世界のなかでもトップクラスのものである。それにもかかわらず、サウジアラビアは世界のイスラーム金融のハブとしては機能し得ていない。政府がイスラーム金融の育成に本格的に取り組まないでいることが、イスラーム金融の国際化が進むなかでサウジアラビアが十分な役割を果たせないことの影響となっている。

[注]

- (1) 設立後、2008年8月にPIFの保有は50%になり、他の2機関の保有は5%以下になった。
- (2) Saudi Hollandi Bank ホームページ。http://www.shb.com.sa
- (3) Arab News, August 8, 2002. なお、彼の晩年の個人資産は80億米ドルと推定されている。
- (4) および、"Collapse of Saudi corporate rescheduling taxes banks," Reuters News, November 12, 1987. でも同様のことが記されている。

- (5) イスラーム法と区別して「規則」などと呼ばれる。詳しくは福田 [2009] を参照。
- (6) “Saudi money changer set to become 12th Kingdom Bank,” *Reuters News*, February 13, 1988.
- (7) “Islamic banks face competition in lucrative market,” *Reuters News*, October 27, 1994.
- (8) 通常型銀行の国内依存度は、NCB 銀行は 2007 年 97.9%, 08 年 90.5%, Samba 銀行は 07 年 94.4%, 08 年 97.5%。
- (9) “Islamic banks face competition in lucrative market,” *Reuters News*, October 27, 1994. 拒否はサウジアラビアの銀行を世界で最も利益の上がる銀行にしていると記されている。
- (10) たとえば、ラージヒー銀行では消費者ローンなどの個人向け貸出が多く 50% 前後を占めてきた。
- (11) サーリハ・カーミルは別途、国内にイスラーム金融会社を設立し投資業務などを行っている。

[参考文献]

<日本語文献>

- 河野正史 [1993] 「イスラーム・バンキング商業化の道程－サウジを中心にして－」
〔国際大学中東研究所紀要〕Ⅶ)。
- 中東協力センター編 [1988] 『イスラミック・バンキングの現状と将来』中東協力センター。
- 福田安志 [2009] 「憲法と法体系」〔サウジアラビア・ビジネスガイドブック〕日本貿易振興機構)。

<外国語文献>

- al-Dukheil, Abdulaziz M. [1995] *The Banking System and its Performance in Saudi Arabia*, London: Saqi Books.
- Kostiner, Joseph [1993] *The Making of Saudi Arabia 1916-1936: From Chieftaincy to Monarchical State*, New York, Oxford: Oxford University Press.
- Mallakh, Ragaai El [1982] *Saudi Arabia, Rush to Development*, London: Croom Helm.
- MEES [2009] “Jurisdiction Over Banking Disputes in Saudi Arabia,” Vol. 52, No.36.
- Ministry of Planning [2005] *The Eighth Development Plan (1425/1426-1429/1430) A.H (2005-2009) A.D.*
- SAMA (Saudi Arabian monetary Agency) [2009a] *Annual report*.
- [2009b] *Monthly Statistical Bulletin, October 2009*.

Wilson, Peter W. [1991] *A Question of Interest: The Paralysis of Saudi Banking*, San Francisco and Oxford: Westview Press.

Wilson, Rodney [2004] *Economic Development in Saudi Arabia*, London: Routledge Curzon.